

7限目

中小規模企業の経営と会計基準

中地 宏

LEC会計大学院教授 / 元日本公認会計士協会会長

text by Nakachi Hiroshi

今回は、中小規模企業(Small and Medium-sized Entities : SMEs)の会計のあり方に焦点を当てます。国際会計士連盟(International Federation of Accountants : IFAC)でも、SMEsの会計情報開示および会計基準の問題が発展途上国のニーズとして取り上げられましたが、SMEsの多くは個人事業主が主体であるため、あまり進展していません。また、2005年2月の国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board : IASB)では、SMEsを、外部開示責任のない事業体(non-publicly accountable entities : NPAEs)という用語に変更しました。ただし、SMEsを経営支援するためのネットワーク化は進展することになっています。

1. 日本の中小規模企業の特徴

中小企業基本法は「中小企業」を「おおむね資本金3億円以下、または常時雇用する従業員300人以下の会社、および従業員300人以下の個人企業」と定義しています。また商法は、その規模によって次の三つに区分しています。大会社とは、資本金5億円以上または、負債総額が200億円以上の会社、 中会社とは、資本金1億円超5億円未満で、かつ負債総額が200億円未満の会社、 小会社とは、資本金1億円以下で、かつ負債総額が200億円未満の会社としています。国税庁の公表する統計資料¹⁾によれば、大会社(資本金5億円以上)は1万社、中会社(資本金1億円超5億円未満)3万社、小会社(資本金1億円以下)251万社となっています。

1999年12月、中小企業基本法が大きく改正され、日本経済再生の要のひとつとして、中小会社に対する支援制度の充実が図られました。その組織・構造改革とともに、企業革新の創出と成長を促し、取引先の開拓、資金の調達、提携先の開拓、最終消費者からの信頼性の確保等が求められています。IT化の波は中小企業にも押し寄せており、インターネットのホームページなどを通じて、中小会社と言えども利害関係者は急速にグローバルに広がっています。インターネットの普及を反映して、2004年公布の改正商法では、決算公告などについては会社の規模を問わず、ホームページによる公告(「電子公告」)が解禁されましたから、意欲的な中小会社にとって

は、ホームページが、様々な連携、共同事業、合併等の企業再編や最終消費者のニーズの動向把握のための重要な手段または重要な場となりつつあると考えられます。このような観点からは、少なくとも中会社は、原則として法定監査の対象ではありませんが、自ら進んで、独立した公認会計士による監査を受け、社会の信頼を得ることが望ましいものと思われます。

しかしながら、資本主義社会の経済発展の端緒である所有と経営の分離の視点から考察した場合、中小会社は、一般的には、株主や債権者等の利害関係者が固定的で、かつ極めて少なく閉鎖的です。しかも所有と経営の分離が行われておらず、一人またはごく少数のオーナー経営者の強い影響力の下で経営されている中小会社が多く見られます。このような状況下では、日常の記帳事務や決算作業に投入できる人員、および経済的負担能力には限界があり、したがって、内部統制組織も整備されていない場合もあるのが実情でしょうから、決算数値の信頼性が必ずしも十分ではないように思われます。

また、中小会社は課税所得計算を必要最小限の業務として行わなければならないことから、結果的に、税法基準またはそれに準じて計算書類を作成しているものと思われれます。その財務諸表の開示対象者は基本的に税務当局であって、自分の会社の経営指針の拠り所となるものでもなく、また、ビジネス取引の信用を維持するためのものでありません。税法基準はあくまでも課税所得算定のための計算規定であって、会社の経営成績および財政状態を適切に表示するための会計基準としての規範にはなり得ません。法人税法第22条の規定からも明らかなことですが、法人の課税所得は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準にしたがって計算された収益および費用の額とは、相当程度に乖離しております。

したがって、中小会社の決算書は一般に、外部開示に馴染まないもの²⁾と考えられているのです。

2. 会計基準で決算書をつくり、証券市場から資金調達できるためには

日本の中小規模企業を“将来の日本の基幹産業への

道」という切り口で考察するためには、次の視点で分析する必要があります。

- 所有と経営を分離していく可能性の有無
- 内部統制の機能する組織づくりの可能性の有無
- 会計基準³を簡素化した会計指針⁴により経営活動を開示する意欲の有無
- 特定経営資源を中核として、特定の経営者が中心となり、特定の労働者が一つの塊となって協同して働く会社となること

上記～が揃った会社は組織として発展していく可能性を秘めていますから、そこに必要なものは「経営者」です。そのリーダーの下で組織の各部署の責任者がそれぞれ責任ある活動をし、適切な報告をします。それぞれが、適切な期間において実行可能な数値目標の達成を繰り返すことが企業経営であり、競争社会で生き残り、発展していく組織なのです。

ところで、その組織の中には収益から生まれるキャッシュフロー(「血液」)が循環しています。設備投資などのための成長資金の調達が必要最低限の範囲にとどめるべきですが、上記の条件を乗り越えて発展する企業は、このことを常に意識し、実践しているため「筋肉質」の組織です。過去を振り返ってみると、ベンチャー企業の旗手として脚光を浴びた会社の崩壊への軌跡を調べたとき、実力に不相応な過大な資金調達に成功し、投資採算や効率性を無視した無謀な投資を実行したことが倒産の元凶となった例が少なからずあります。

毎期、堅実な数値目標を設定し、確実に達成していく努力の積み重ねが、未来の日本の基幹産業への道を歩むこととなります。

3. 会計指針で決算書をつくり、政府の支援を受けて成長・発展する道

日本経済の発展は、優れた中小企業政策から生まれてきます。企業を育成する観点とは、国家として必要な「苗木」を選別して、それに適した経営者、労働力を育成することです。

安易な過保護政策は、国民経済に貢献するものではありません。Free(市場原理が働く)、Fair(公平で透明な、かつ、信頼できる)、Global(世界に向けて開かれた)marketのキャッチフレーズは、過去の規制による保護を撤廃することによって世界の自由競争に参画することを求めた結果、生まれました。その背景には、それまでの保護政策が長期にわたり、弊害が多くなってきたという反省があります。中小会社が一日も早く、グローバル経

済の中で強く成長・発展するために実施される、初期段階の国家政策は大いに推奨すべきものであると思われます。その観点からも、国家の保護を必要とする中小規模会社に対しては、国際競争社会でルールとなっている会計基準ではなく、国家の保護を前提とした法律による会計指針を採用することを認め、支援すべきです。

新中小企業基本法(1999年12月3日公布・施行)の具体的な施策として、中小企業金融安定化特別保証制度、小規模企業向け無利子貸付制度・リース制度、マル経融資制度など金融面の支援が行われています。さらに税制面では、エンジェル税制の大幅拡充、留保金課税の大幅緩和、固定資産税改革などの改正が行われました。

このように揺籃期にある中小企業につき、金融・税制の支援を与えることは望ましいことであり、直接金融市場を前提とした経営者と大きく区別した取り扱いとすべきで、会計基準の任務・役割とは視点が大きく異なります。

- 1 国税庁ホームページ参照
<http://www.nta.go.jp/category/toukei/tokei/menu/kaisya/h15/pdf/08.pdf>
- 2 太平洋戦争後、青色申告制度の恩恵を享受することを目的とする「青色申告制度のもと法人成り」が、所有と経営の未分離な個人商店にまで普及し、今日に至っていますが、経営の実態が個人と異ならないような株式会社などについては、一般の中小法人とは区別して、例外的に税法ベースの決算書の利用を認め、「経営の羅針盤となるべき会計基準の適用を強要しないことが望まれます。
- 3 会計基準とは、日本では企業会計審議会および企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan : ASBJ)が作成したもので、国際社会で認められたものを指します。
- 4 会計指針とは、中小会社の会計記帳を代行または支援する会計参与(新会社法で予定されている)が抛るべきもので、行政当局が中小企業支援の目的で、中小企業の財務諸表を開示に耐え得るようにした会計処理・表示の規定を言います。会計基準を多分に簡略化した処理が用いられる場合が多くみられます。

1932年生まれ。1954年3月東京大学経済学部卒業。1957年6月米国ペンシルバニア大学ウォートン大学院卒業(MBA取得)。1959年6月米国ペンシルバニア大学経済学部大学院修了。1962年4月下地公認会計士事務所勤務。1965年10月公認会計士登録。1969年11月等松・青木監査法人に勤務(アメリカ合衆国居住)。1972年、日本人の公認会計士として初の米国公認会計士となる。1978年3月同監査法人代表社員就任(帰国)。1996年11月黄綬褒章受章。1997年8月監査法人ナカチを設立、代表社員(現職)ナカチ経営研究所会長(現職)ナカチ公認会計士事務所会長(現職)。1998年4月中央大学大学院国際企業関係法研究科客員教授。同年7月～2001年7月日本公認会計士協会会長。1998年7月～2001年8月金融庁公認会計士審査会委員。1998年6月～2001年1月金融再生委員会委員。1999年6月～2002年5月東京都参与。1999年12月～2001年1月法務省法制審議会商法部会委員。2000年9月2～2003年10月財務省税制調査会特別委員。2001年1月～2002年2月法務省法制審議会臨時委員。2002年4月勲三等旭日中受章。2005年4月よりLEC会計大学院教授。著書に『会計基準の改革と日本経済』(日本証券経済研究所・2001)、『現代監査の苦悩と挑戦-環境の変化のもとで、我が国監査制度展開の方向を探る』(『会計』1994年12月号)など多数。

